



# 埼玉県報

第26号  
令和元年(2019年)  
8月2日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 電子複写機用紙に関する入札公告（入札課）
- 令和元年度公害防止主任者資格認定講習実施（水環境課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 清算法人羽尾表前土地改良区の清算人退任届（東松山農林振興センター）
- 清算法人羽尾表前土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 給貸与品管理システム再構築業務委託に関する落札者等の公示（会計課）
- 行方不明者情報管理システム再構築業務委託に関する落札者等の公示（会計課）
- 犯罪統計システム再構築業務委託に関する落札者等の公示（会計課）
- 保護管理システム再構築業務委託に関する落札者等の公示（会計課）
- 検視管理業務システムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 運転免許証作成システムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 会場外監視カメラシステムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道鶴瀬停車場線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道児玉新町線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道熊谷羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道熊谷羽生線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道飯積向古河線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道飯積向古河線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第三百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

電子複写機用紙 10,000箱(A4判 9,400箱 B4判 100箱 A3判 500箱)

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

契約日から令和元年12月31日(火)まで

### (4) 納入場所

埼玉県庁本庁各課

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。ただし、令和元年10月1日以降の納期に係る分については消費税及び地方消費税の税率10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を支払うこととする。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成30年埼玉県告示第857号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 磯松 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月4日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月3日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月4日（水）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和元年9月4日（水）午前10時10分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年8月21日(水)午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年8月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

Papers for electronic copying machines: A4 size (9,400 boxes) ,  
B4 size (100 boxes), A3 size (500 boxes)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Wednesday, September 4, 2019

By Registered Mail: 5:00 pm, Tuesday, September 3, 2019

In Person: 10:00 am, Wednesday, September 4, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services  
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第一百六条第一項の規定により、令和元年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上田清司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

| 区分        | 実施期間                           | 実施場所   | 予定人員 |
|-----------|--------------------------------|--|------|
| 大気関係      | 令和元年十月九日（水）から同月十一日（金）まで        | 埼玉県民健康センター<br>ター大会議室A・B  | 一五〇人 |
| 水質関係      | 令和元年十月二十三日（水）から同月二十五日（金）まで     | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号<br>埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室                      | 一四〇人 |
| 騒音・振動関係   | 令和元年十月二日（水）から同月四日（金）まで         | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号<br>埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室                      | 一四〇人 |
| ダイオキシン類関係 | 令和元年十月九日（水）、同月十七日（木）及び同月十八日（金） | （令和元年十月九日（水））<br>埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号<br>埼玉県民健康センター<br>ター大会議室A・B | 五〇人  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | <p>(令和元年十月十七日(木)及び同月十八日(金))</p> <p>埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号</p> <p>埼玉県民健康センター<br/>1号</p> <p>ター中会議室</p> |  |
|  |  |  |

二 講習の区分、科目及び合計時間数

| 区分        | 科目  | 合計時間数 |
|-----------|---|-------|
| 大気関係      | 一 公害概論<br>二 大気汚染関係法規<br>三 燃焼・ばい煙防止技術<br>四 除じん・集じん技術<br>五 測定技術   | 二〇    |
| 水質関係      | 一 公害概論<br>二 水質汚濁関係法規<br>三 汚水等処理技術一般<br>四 測定技術                   | 二〇    |
| 騒音・振動関係   | 一 公害概論<br>二 騒音及び振動関係法規<br>三 音及び振動の性質<br>四 騒音及び振動の防止技術<br>五 測定技術 | 二〇    |
| ダイオキシン類関係 | 一 公害概論<br>二 ダイオキシン類関係法規<br>三 ダイオキシン類の排出防止技術<br>四 測定技術           | 二〇    |

三 受講資格等



イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

#### 四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

#### 五 提出書類の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

令和元年九月三日（火）及び同月四日（水）の午前十時から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇二会議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

#### 六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ川口青木店

埼玉県川口市青木三丁目七百九十五番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年三月十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千四百八十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年七月十七日

## 二 縦覧期間

令和元年八月二日から令和元年十二月二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和元年八月二日から令和元年十二月二日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告示

## 埼玉県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人羽尾表前土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上田清司

| 職名 | 氏名   | 住所                    |
|----|------|-----------------------|
| 監事 | 内田正吉 | 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百五十五番地 |
| 同  | 内田正男 | 同 同 同 羽尾千四百六十三番地      |
| 同  | 井上義仁 | 同 同 同 羽尾千二百三十一番地一     |

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十四号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

上尾市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

上尾市及びその周辺

### 四 作業期間

令和元年十月一日から令和二年三月十六日まで

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十五号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 測量計画機関

幸手市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

幸手市全域

### 四 作業期間

令和元年十一月二十一日から令和二年三月十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県戸田市笹目四丁目一番地の二八

高橋 郁夫

二 取消年月日

令和元年七月三十一日



# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
給貸与品管理システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社グランドユニット 東京都台東区浅草橋3丁目19番4号ピノチオビル  
5階
- 5 落札金額  
18,188,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成31年4月19日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
行方不明者情報管理システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社グランドユニット 東京都台東区浅草橋3丁目19番4号ピノチオビル  
5階
- 5 落札金額  
22,605,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成31年4月19日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
犯罪統計システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額  
205,184,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成31年4月19日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
保護管理システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社グランドユニット 東京都台東区浅草橋3丁目19番4号ピノチオビル  
5階
- 5 落札金額  
18,991,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成31年4月19日



# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

検視管理業務システムサーバ機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部捜査第一課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
刑事部捜査第一課検視企画係 電話048-832-0110 内線4152

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月11日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月10日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月11日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年9月11日（水）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年9月4日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年8月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Server Device for Autopsy Management System
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. September 11, 2019 By mail; 5:00 p.m. September 10, 2019 In person; 10:20 a.m. September 11, 2019
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

運転免許証作成システムの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和8年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許  
本部運転免許課作成交付係 電話048-543-2001 内線271

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月11日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月10日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月11日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年9月11日（水）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金



ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年9月4日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和元年8月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of  
Driver's License Creating System

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
September 11, 2019 By mail; 5:00 p.m. September 10, 2019 In person;  
10:20 a.m. September 11, 2019

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

会場外監視カメラシステムの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和2年3月1日（日）から同年9月30日（水）まで。ただし、令和2年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部警備部オリンピック・パラリンピック対策課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
警備部オリンピック・パラリンピック対策課警備対策係 電話048-832-0110  
内線5975

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月11日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月10日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月11日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年9月11日（水）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年9月4日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年8月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of outdoor security camera system
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. September 11, 2019 By mail; 5:00 p.m. September 10, 2019 In person; 10:20 a.m. September 11, 2019
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯田和彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鶴瀬停車場線
- 三 道路の区域



| 新  | 旧               | 旧<br>新<br>別      |
|--|-----------------|------------------|
| 富士見市鶴瀬東一丁目二六五一<br>番六地先から同市鶴瀬東二丁目<br>二三四二番一地先まで |                 | 区<br>間           |
| 二〇・〇〇ㄱ<br>二九・九〇                                | 二〇・〇〇ㄱ<br>二九・九〇 | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| 三三二・五六   |                 | 延<br>長<br>(メートル) |
| 土地区画整理事業による。                                   |                 | 備<br>考           |

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 児玉新町線
- 三 道路の区域

| 新                    | 旧                                  | 旧<br>新<br>別     |
|----------------------|------------------------------------|-----------------|
| で<br>大御堂字檜下六二八番一六地先ま | 児玉郡上里町大字大御堂字阿保境<br>六二〇番四地先から同郡同町大字 | 区<br>間          |
| 一〇・九一<br>九・九〇ゝ       | 七・八〇ゝ<br>八・八六                      | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 九九・八〇                |                                    | 延長<br>(メートル)    |
| 自転車歩行者道整備工事である。      |                                    | 備<br>考          |

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

| 新                   | 旧                   | 旧<br>新<br>別     |
|---------------------|---------------------|-----------------|
| で<br>同市串作字川北一一五番地先ま | ら<br>加須市串作字川北九六番地先か | 区<br>間          |
| 一一・七〇<br>一一・七〇      | 九・五〇<br>一〇・二〇       | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 七九・二〇               |                     | 延長<br>(メートル)    |
|                     | 自転車歩行者道整備工事         | 備<br>考          |

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

|   |         |
|---|---------|
| 熊谷羽生線   | 路線名     |
| 加須市串作字川北九六番地先<br>から<br>同市串作字川北一一五番地先<br>まで                              | 供用開始の区間 |
| 令和元年八月二日  | 供用開始の期日 |
| 令和元年八月二日付け埼玉県行田県土<br>整備事務所長告示第四号で告示した道<br>路予定区域の供用開始である。<br>延長七九・二〇メートル | 備考      |

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯積向古河線
- 三 道路の区域



| 新                      | 旧                           | 旧<br>新<br>別             |
|------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| <p>一地先まで</p>           | <p>加須市向古河字下悪戸二五四五番三地先から</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>九・二五〇<br/>一四・六〇</p> | <p>五・五六〇<br/>一一・六〇</p>      | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>一二七・六〇</p>          |                             | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
| <p>自転車歩行者道整備工事</p>     |                             | <p>備<br/>考</p>          |

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

|  |         |
|--|---------|
| 飯積向古河線   | 路線名     |
| 加須市向古河字下悪戸二五四<br>五番三地先から<br>同市向古河字下悪戸二七四三<br>番一地先まで                      | 供用開始の区間 |
| 令和元年八月二日   | 供用開始の期日 |
| 令和元年八月二日付け埼玉県行田県土<br>整備事務所長告示第六号で告示した道<br>路予定区域の供用開始である。<br>延長一二七・六〇メートル | 備考      |

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年八月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

#### 一 許可番号

平成三十年三月二十七日

指令川建セ第二九〇〇一一一号

#### 二 検査済証番号

令和元年七月三十日

川建セ第〇一〇〇四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡ときがわ町大字瀬戸元上字姥沢十七番一、十八番一、十八番六、

二十一番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡ときがわ町大字瀬戸元上十番地の二

社会福祉法人はなぞの保育園 理事長 柳瀬 博元

埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木四百五十七番地

学校法人光之村教育学園 理事長 柳瀬 博元

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年八月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

平成三十一年一月三十一日

指令越建セ第三〇〇〇一九〇号

#### 二 検査済証番号

令和元年七月二十九日

越建セ第一七〇―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中百十七番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市南越谷五丁目十四番地十六 駒崎マンション3 二〇二号

折原 友樹

## 告 示

### 埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年八月二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

令和元年八月八日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 令和二年度当初教職員人事異動方針について

ロ 県議会令和元年九月定例会提出予定案件について

ハ その他